



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 1563 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
 - 1564 公共測量の実施 (技術調査課)
- 人事委員会告示
 - 9 平成20年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施
- 選挙管理委員会告示
 - 124 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
コスモファーマ薬局美園店	和歌山市田中町3丁目28	三瀬幸百合	平成 20.12.1

○ 監査公表

監査公表第39号

告 示

和歌山県告示第1563号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1564号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年12月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地区作成)
- 2 作業期間 平成20年12月15日から平成21年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山市西小二里一丁目
和歌山市西小二里二丁目
和歌山市西小二里三丁目

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(以下「育休任期付職員」という。)及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成20年12月16日

和歌山県人事委員会事務局長 増 井 良 造

平成20年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般事務・和歌山	3人程度	総務関係又は鳥獣保護・環境保全等に関する業務
一般事務・紀北	4人程度	総務関係、福祉又は緑化推進等に関する業務
学校事務・和歌山	1人程度	公立小中学校における学校事務等に関する業務
学校事務・紀北	1人程度	公立小中学校における学校事務等に関する業務
農業・和歌山	1人程度	農業の経営指導等に関する専門的業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
土木・和歌山	1人程度	土木一般、施工、監督等に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲

和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	100点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（20題）	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	140点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成21年2月1日（日）午後1時	和歌山市	平成21年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成21年2月中旬	和歌山市	平成21年2月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局総務企画室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し

込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成21年1月5日（月）から受付を開始し、平成21年1月16日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成21年1月5日（月）午前10時から平成21年1月13日（火）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはる。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、育児休業等取得者が生じる場合に、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成21年4月から開始される予定である。

なお、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当 育休任期付職員 (一般事務・学校事務・農業)	144,500円	行政職給料表又は事務職員給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員(土木)	72,250円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

ただし、育休任期付職員については平成20年度は特例措置により1%減額されている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(3) 任用期間及び勤務時間は、以下のとおりである。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
学校事務	午前8時15分から午後5時まで ※勤務する学校により	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178

学校事務	変わる場合があります。	号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、年末、年始
一般事務・農業	午前9時から午後5時45分まで	

<任期付短時間勤務職員>

○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間が延長される場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
土木	午後1時45分から午後5時45分まで 週20時間	土曜日、日曜日、休日、年末、年始

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第124号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を、次のとおり告示する。

平成20年12月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の解職を請求するための連署に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数

2,868人

監査公表

和歌山県監査公表第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第242条第4項の規定に基づき、和歌山市秋月64-5阪谷民子外3名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年12月16日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 花田 健吉

和歌山県監査委員 原 日出夫

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市秋月64-5 阪谷民子

和歌山市平井331-6 畑中正好

和歌山市葵町1-27 神野文夫

和歌山市北野620 井上壮一

2 請求年月日

平成20年10月2日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

監査委員は、「和歌山県が被っている損害金25万200円について、岸本健県議会議員及びA社に対し、それぞれが連帯して返還するよう請求せよ」との措置を講じるよう知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

(イ) 岸本健

同人は、2007年4月8日執行の和歌山県議会一般選挙(以下「本件選挙」という。)に立候補し、下記(ウ)記載の業者から、選挙運動のために使用した選挙運動用自動車(以下「選挙カー」という。)を借り受けた上、同業者から選挙カーを運転するための運転手を雇用したものであり、現職の県議(以下「岸本県議」という。)である。

(ウ) A社

A社は、本件選挙に立候補した岸本県議に対し選挙カーを貸し渡し、かつ、同選挙カーを運転するための運転手を供給した業者である。

イ 公金の受領

A社は、本件選挙に立候補した岸本県議に選挙カーを貸し渡した代金として金13万7700円及び同選挙カーの運転手を供給したとする被雇用代として金11万2500円の計25万200円の公金を受領している。

ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

(ア) 選挙カー貸渡代金及び運転手被雇用代として上記公金を受領しているA社は、以下のとおりその全額を違法・不当に利得している。

(イ) A社は、本件選挙に立候補した岸本県議との間で、岸本県議が使用する選挙カーの賃貸借契約を行い、同選挙カーの運転手についても、岸本県議との間で有償の雇用契約を行い、いわゆる選挙公営制度を活用し、上記各契約に基づく各公金請求を行い、上記各公金を受領している。

(ウ) A社は、書類上では選挙カーの運転手を供給、すなわち派遣したことになっているが実際には派遣しておらず、県から受領した被雇用代を、公費負担される選挙カーとは別に岸本県議に貸し渡した公費負担対象外の車両の貸渡代金に充当していたとされる。

(エ) 運転手を供給したかのように偽った書類をA社と岸本県議とで作成し、その書類に基づいてA社

が公金請求を行い、県の支出関係者を欺罔させて県から公金を支出させ、A社がこれを受領し、その公金を、公費負担の対象外である岸本県議に貸し渡した車両貸渡代金に流用充当していたことになり、これは明らかに「運転手カラ雇用」の詐欺行為に他ならず当該公金を違法・不当に利得していると言わざるを得ない。

(オ) その上、A社は、岸本県議に貸し渡した選挙カーをレンタカー会社から借り受けたレンタカーを又貸しし、県の公費負担の上限額を請求して差益を得ていた。上記レンタカー会社の正規の貸出料金が7万3500円(初日分1万500円と7875円の8日分の計)であるところ、A社は、その1.5~2割引で借り受けていたという。そうすると、又貸し利益は、レンタカー会社の貸出料金を上回る約7万5225円(13万7700円-6万2475円(1.5割引として))もあったとみられる。これは、直接車両を保有しないA社が、中間マージンとして濡れ手で粟で又貸し利益として、実際に車両を供給したレンタカー会社より以上の高利益を不当に得たことを意味する。

(カ) 選挙費用公費負担制度は、選挙カー代金を負担する制度であるが、又貸し利益を得させることまで予定していないと言ふべきであって、このような経費に公金を支出することは許されず違法・不当である。

(キ) A社が岸本県議に有料で選挙カーを貸し渡すとともに運転手を供給する行為は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条の規定に抵触する自家用自動車の有償運送行為に該当し、当該違法行為は、1年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し又はこれを併科するとした規定(同法97条)にも該当する犯罪行為と言わざるを得ない。

(ク) 選挙費用公費負担制度は、選挙カー代金や選挙カーの運転手雇用代を負担する制度であるが、上記のような犯罪行為を犯している経費にまでも負担するようなことまで予定していないと言ふべきであって、このような経費に公金を支出することは許されず違法・不当である。

エ 岸本県議の責任

岸本県議は、A社との間で、上記で述べたような違法・不当な選挙カーの賃貸借契約と運転手の雇用契約を行い、公金請求手続に必要な両契約書の提出を県に行い、かつ、それぞれ使用したことを証する証明書をA社に交付したものであって、違法・不当な上記行為をA社と共謀して行ったことは

明らかであり、A社が負うべき責任を連帯して負う責任がある。

(3) 本件に関連する事情

ア 選挙カーの公費負担をめぐっては、先にレンタカー会社と候補者との間の契約内容が、正規の料金と異なる過大な契約をしていたなどとして、近畿運輸局和歌山運輸支局（以下「和歌山運輸支局」という。）からレンタカー会社8社に対し、適正に業務を行い、再発防止を徹底するよう文書による警告がなされた。問題となった点は、レンタカー会社が、和歌山運輸支局に届け出ている料金表に基づかず、過大に不正請求をしていたことにある。このような不正請求は、契約書の提出や公金請求の受領した際、県の担当職員が料金表とチェックすることで防ぐことが可能だったと考えられる。換言すれば、県の職員は、公金を支出する際、当該公金支出の原因となる契約内容が法律に則り、遵守されているかをチェックすることは当然の義務と考えられる。県の担当職員は、当該チェックを怠り、漫然と公金支出を行い過大支払を来したと言わざるを得ず、県選管の甘いチェックにつけ込んだ候補者らも許せないが、チェックの甘い県も同罪であり、この責任を厳しく受け止めるべきである。

イ また、上限額が請求できるという錯覚を仮に候補者らに抱かせていたとすれば、以上のような必要なチェックを怠り漫然と公金を交付してきた県の姿勢にも責任があると言わざるを得ない。このような県の姿勢は、市民の遵法意識をそぐものであって、有権者としても納税者としても許し難い。

(4) 知事の請求権と怠る事実

仁坂吉伸知事は、和歌山県が上述したとおり違法・不当な公金請求により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るも、その返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行わず、違法に財産管理を怠っている。

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年10月9日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件選挙における選挙カーの賃貸借及び運転に関する公費負担において、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」の存否を監査の対象とした。

2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」と

いう。）及び公費負担に関する支出事務を行う和歌山県総務部総務管理局市町村課から関係資料の提出を求めて監査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年10月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述の場において、請求事項に加えて特に次の主張がなされた。

A社は、岸本県議に同社所有でないレンタカー車両2台を選挙カーと選挙カーとは別の車両として貸し渡している。当該行為については和歌山運輸支局に問い合わせたところ道路運送法第80条の規定による国土交通大臣の許可が必要な行為と明言している。A社は許可を得ずに違法に選挙カーを貸し渡す行為を行っていたといえる。このような行為に、公金を漫然と支出した行為は違法・不当ですらあり、県支出関係者の過失と責任は重大である。

4 関係人調査

関係人に対し、法第199条第8項の規定に基づく調査を行った。

5 監査委員の異動

築野富美委員は、平成20年10月14日付けで退任した。

6 監査委員の除斥の申立て

平成20年10月16日に行われた陳述の場で請求人から花田健吉委員に対し、口頭で除斥の申立てがあったが、法第199条の2の規定による除斥理由に当たらないと判断した。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求に係る選挙カーの賃貸借に関する公費負担については、契約に記載された内容に事実と相違する点があり、この契約に基づく支出であり、県が損害を被っていると認められるので、法第242条第4項の規定に基づき和歌山県知事に対して第6のとおり勧告する。

なお、選挙カーの運転に関する公費負担については、全額返還されたことを確認しており、知事が違法に財産管理を怠っているという請求内容には理由がないので、棄却する。

2 監査対象機関に対する監査の結果

監査対象事項について、関係法令等の照合及び関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

(1) 選挙運動用自動車使用の公費負担制度の概要

ア 目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の中で、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

イ 法的根拠

公職選挙法第141条第8項の規定により、県議会議員の選挙について、県は、条例で定めるところにより、選挙運動のために使用する自動車の使用について、無料とすることができることと定められている。

ウ 公費負担制度の概要

和歌山県議会議員及び和歌山県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年和歌山県条例第36号。以下「県条例」という。）第2条ないし第5条において選挙運動用自動車の公費負担について次のとおり定められている。

- ・候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限る。

- ・選挙運動用自動車の使用の公費負担の適用を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならない。

- ・県は、候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次の区分に応じ定める金額を請求に基づき支払う。

選挙運動用自動車の借入契約である場合 選挙運動用自動車（1台に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（上限額15,300円/日）の合計額

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 選挙運動用自動車の運転手（一人に限る。）を選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（上限12,500円/日）の合計金額

また、和歌山県議会議員及び和歌山県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号。以下「規

程」という。）において選挙運動用自動車使用に係る公費負担に関して、次の様式を定めている。

- ・選挙運動用自動車使用契約届出書（別記第1号様式その1）（以下「契約届出書」という。）
- ・選挙運動用自動車使用契約変更届出書（別記第2号様式その1）
- ・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（別記第5号様式その1）（以下「使用証明書（自動車）」という。）
- ・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（別記第5号様式その3）（以下「使用証明書（運転手）」という。）
- ・請求書（選挙運動用自動車の使用）（別記第7号様式その1）

(2) 選挙運動用自動車使用の公費負担に係る事務手続

ア 契約届出書の提出（県条例第3条、規程第1条）

公費負担を受けようとする候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に契約書の写しを添えて契約届出書を提出する。

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者等への使用証明書（自動車）及び使用証明書（運転手）（以下「使用証明書等」という。）等の提出（県条例第5条、規程第5条）

契約の届出をした候補者は、使用証明書等を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出する。

ウ 請求書の提出（県条例第4条、規程第6条）

一般乗用旅客自動車運送事業者等は、請求書に、使用証明書等を添えて知事に提出する。

エ 支払（県条例第8条）

県は、一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、供託物を没収された者を除き、必要な書類が添付されているかどうか、請求書の請求額が実際要した費用と公費負担限度額単価の低い方を適用して計算されているかなどを確認して、一般乗用旅客自動車運送事業者等に公費負担額を支払う。

(3) 選挙カー使用に係る事務手続の状況

	選挙カーの賃貸借に関する公費負担	選挙カーの運転に関する公費負担
公費負担額	137,700円	112,500円
ア 契約届出書の提出日	平成19年3月28日	平成19年3月28日
イ 使用証明書等の提出日	平成19年4月11日	平成19年4月11日
ウ 請求書の提出日	平成19年4月11日	平成19年4月11日
エ 支払（支出負担行為日）	平成19年4月11日	平成19年4月11日
（支出命令日）	平成19年4月17日	平成19年4月17日

（支払日）	平成19年4月20日	平成19年4月20日
-------	------------	------------

（4）監査によって確認した事実

上記支出手続及び公費負担の状況を監査した結果、現行の公費負担制度に係る関係法令に従って処理されていることを確認した。

なお、選挙カーの運転に関する公費負担額112,500円について、岸本県議及びA社から県に対して公費負担となる雇用の実態が確認できないとの理由で全額返還の申出があり、10月20日付けで当該金額が納入されていたことを確認した。

3 監査対象機関（選挙管理委員会）の意見

・立候補者からの正しい申請に基づき、県条例に規定する上限額の範囲内で支払われたものであり、法的には適切な支払であると考えている。

・契約額は契約当事者間で決めるべきものと考えているが、一方、なるべく公費負担は安くというのが県民の願いではないかと考えている。

4 和歌山運輸支局への照会

道路運送法第78条及び第80条の解釈について和歌山運輸支局に照会した。

5 関係人調査の結果

法第199条第8項の規定に基づく関係人の調査を行い、結果は、次のとおりであった。

（1）A社は、車両（和歌山400わ652）をレンタカー会社から96,075円で借り上げ、当該車両を選挙カーとして岸本県議に137,700円で貸し出しており、金額の差は会社の利益であるとの回答を得た。

（2）岸本県議は、選挙カーとして車両（和歌山400わ652）をA社から137,700円で借り上げたとの回答を得た。

（3）レンタカー会社は、車両（和歌山400わ652）をB社に貸し出しており、A社へは同一車種で登録番号の異なる車両を96,075円で貸し出しているとの回答があり、このことについて書類上確認した。

（4）A社に対し、選挙カーとして使用されたとする車両（和歌山400わ652）の借受けを確認できる書類の提示を求めたところ、上記のレンタカー会社から借り受けた同一車種で異なる車両を確認できる書類の写しはあったが、車両（和歌山400わ652）を借り受けた事実は確認できなかった。

（5）B社に対し、車両（和歌山400わ652）の使用状況を確認したところ岸本県議又はA社へ貸し出していないことを確認した。

第5 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

（1）A社は、選挙カーの運転手を実際には派遣しておらず、別に岸本県議に貸し渡した公費負担対象外の車両の貸渡代金に充当し、当該公金を違法・不当に利得している。

（2）A社は、レンタカーを又貸しし、県の公費負担の上限額を請求してレンタカー会社の貸出料金を上回る差益を得ていたとみられる。選挙費用公費負担制度でこのような経費に公金を支出することは違法・不当である。

（3）A社が岸本県議に有料で選挙カーと運転手を供給する行為は、道路運送法第78条の規定に抵触する自家用自動車の有償運送行為に該当する犯罪行為と言わざるを得ず、選挙費用公費負担制度で、このような経費に公金を支出することは違法・不当である。

（4）不正請求は、契約書の提出や公金請求の受領した際、県の担当職員が料金表とチェックして防ぐことが可能と考えられ、また、上限額が請求できるという錯覚を仮に候補者らに抱かせていたとすれば、以上のような必要なチェックを怠り漫然と公金を交付してきた県の姿勢にも責任があると言わざるを得ない。

（5）A社は、岸本県議に同社所有でないレンタカー車両2台を道路運送法第80条の規定による許可を得ずに違法に貸し渡す行為を行っていたといえる。このような行為に、公金を漫然と支出した行為は違法・不当であり、県支出関係者の過失と責任は重大である。

これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

（1）について、第4の2の（4）に述べているとおり、選挙カーの運転に関する公費負担については、県に対して全額返還されている。

（2）について、選挙カーの賃貸借に関する公費負担については、関係人調査第4の5の（3）ないし（5）で述べたとおり、契約に記載された内容に事実と相違する点があり、この契約に基づく支出であり、県が損害を被っていると認められる。

（3）について、道路運送法第78条の規定に抵触する違法行為と断定するまでは至らなかった。

（4）について、県及び選挙管理委員会における支出手続においては、関係法令に従って処理されていることを確認している。

（5）について、道路運送法第80条の規定に抵触する違法行為と断定するまでは至らなかった。

以上のことから、選挙カーの賃貸借に関する公費負

担については、第6のとおり勧告する。

なお、選挙カーの運転に関する公費負担については、すでに全額返還されており、知事が違法に財産管理を怠っているという本件請求に理由はないと判断する。

第6 知事に対する勧告

1 措置すべき事項

本件請求についての監査委員の判断は、第5で述べたとおりであり選挙カーの賃貸借に関する公費負担については、契約に記載された内容に事実と相違する点があり、この契約に基づく支出であり、県が損害を被っていると認められるので、法第242条第4項の規定により、全額返還の措置を講じるよう勧告する。

2 措置期限

平成21年1月31日

前記の勧告に係る事項について法第242条第9項の規定により、所要の措置を講じるとともに、その措置状況を監査委員あてに通知されたい。